

## 特集：裁判における法解釈と体制転換

## 現代ロシアにおける裁判と法解釈

阿曾 正浩

## はじめに

ソヴィエト時代の裁判は、その守備範囲が制度的に著しく収縮しているという構造の下で、最高裁判所が総会決定という形式で個々の事件を離れて法令の一般的な解釈指針を与える「指導的説明」という制度と、上級裁判所が管轄地域内の下級裁判所の活動を指導する「ゾーン・システム」という制度により、その活動が制約されていた（小森田、41-44頁）。このうち、最高裁判所の指導的説明は、ソヴィエト・システムの原理から、立法行為ではなく、法の解釈とされた。しかし、その内容を見ると、解釈以上のものを含んでいることが少なくなかった。しかも、指導的説明は、下級裁判所に法的拘束力を持つものであった。一方、個々の裁判の判決は、ソヴィエト・システムの原理から、判例、すなわち法源とは見なされていなかった。しかし、実際には、下級裁判所の裁判例が、最高裁判所の雑誌や他の法律雑誌に掲載されるなど、その効力を承認するような実務も見られた。ただ、この場合でも、裁判所は、法の解釈と適用を行なっているのであって、法の創造をしているのではないとされた。

体制転換により、この裁判制度と法解釈のあり方は大きく変化すると思われる。収縮していた司法は、通常裁判所の他に、仲裁委員会から仲裁裁判所へ、憲法監督委員会から憲法裁判所へと、その守備範囲を膨張させた。このうち、憲法裁判所は、終審制のためそもそも最上級の裁判所から法の解釈が示される構造になっていないこと、また判決において裁判官が少数意見を公表する権利が認められていることから、個別の裁判で法解釈が積極的に展開されている。一方、通常裁判所と仲裁裁判所では、指導的説明が裁判官の独立に反するかどうかをめぐって議論になった。結局、従来の指導的説明という語は法から消えたものの、最高裁判所も最高仲裁裁判所も、総会決定という形で、解釈の指針を依然として示している。ソヴィエト時代との違いは、現在の総会決定が下級裁判所に法的拘束力を有するかが自明ではないという点である。このことは、下級裁判所の法解釈に実質的に変化をもたらしているのであろうか、それともソヴィエト時代とさほど変わらないのであろうか。また、欧州評議会に加盟したロシアは、欧州人権裁判所に個人や団体が提訴できるようになった。これにともない、ロシアの裁判所の中には、欧州人権裁判所の判例を自らの判決の中で引用するものも見られるようになった。この制度上の劇的変化は、ロシアの裁判実務にどのような変化をもたらしているのであろうか。

以上のことを念頭にしつつも、本稿では、ロシア10月革命から今日のロシア連邦までの裁判に

おける法解釈の問題を検討するための予備作業の一つとして、連邦最高裁判所と連邦最高仲裁裁判所の総会決定の法的性格および個別の裁判の判決の法的性格について、体制転換前後でどのように変化したのかを確認することに課題を限定する。

## I ソヴィエト連邦における最高裁判所の指導的説明と裁判所の判決

### 1 最高裁判所の指導的説明

#### (1)指導的説明の法的拘束性

裁判の公正さを担保するには、法解釈の統一を確保する制度が必要になる。1864年の司法改革により最終審の裁判所となったセナート破棄部の判決と決定は、法の有権的な解釈として下級裁判所を拘束するものと理解されていた。学説はこれに批判的であったが、セナート自身は法源説を採用していた（高橋、177-181頁）。また、1877年のセナート破棄部の改革で、個別の事件は小法廷で、法の解釈に関わる事件は大法廷で扱うことになった（高橋、243頁）。

ソ連で類似の制度が導入されたのは、1924年のソ連憲法においてであった。その43条で、ソ連最高裁判所は「全連邦的法令の問題に関する指導的説明（руководящее разъяснение）を連邦構成共和国最高裁判所に対して与える」とされた。スターリン時代の1938年のソ連裁判所構成法75条で、これは、「指導的指令（руководящее указание）」に変えられた。指令とは、一定の法的行為に基づくことも何らかの論証や論理的思考力によって支えられることも必要としないこととされ、統制が強化された（Vereshchagin, p. 99<sup>1</sup>）。これが、再び「指導的説明」へ回帰するのは、フルシチョフ時代の1957年のソ連最高裁判所法9条においてであった。同趣旨は、1960年のロシア共和国裁判所構成法でも規定された。ブレジネフ時代の1979年のソ連最高裁判所法3条では、「拘束的（обязательный）」という語を付け加え、拘束する対象を次のように拡大した。「ソ連最高裁判所総会は、解釈されている法律を適用する、裁判所、他の国家機関および役職者を拘束する指導的説明を与える」。同趣旨は、1981年のロシア共和国裁判所構成法56条1項でも規定された。

ソ連最高裁判所長官だったリフシツは、指導的説明に規範的役割が認められたことを、「社会関係を規制する際の裁判実務に対する自律的役割の承認というよりは、むしろ裁判実務への行政的浸透である」（Livshits, p. 627）と否定的に評価している。

#### (2)指導的説明の法規範創設性

最高裁判所の指導的説明が法の解釈にすぎないのか、それとも解釈を超えて事実上新たな法規範を創設しているのかをめぐっては、従来から争いがあった。

ソ連では、ソヴィエトの全権性の原理から裁判所の法規範の創設性を否定する説が有力であった。例外的に、スターリン期のヴィリニャンスキイは、裁判実務が確かに法源となっていると主張していたという（Vereshchagin, pp. 101-102<sup>2</sup>）。しかし、ポスト・スターリン期のノヴィツキイは、これを否定していた（Новицкий, с. 134）。全体として、ソ連では、否定説が、絶対的ではないが支配的であった。

一方、西側では、法規範の創設性を肯定する説が、圧倒的多数であった。ヨッフエとマッグスは、

「たいていの場合大綱的であるソヴィエト立法の隙間を埋めるために、〔ソ連最高裁判所に〕広範な立法的権限が付与され」（Ioffe, p. 303）、「ソ連最高裁判所は、司法的機能と立法的機能を兼務している」（Ioffe, p. 305）と指摘していた。バトラーも、「『裁判実務』が、ソヴィエト法制度において無視されておらず、事実、法の発展に創造的で普通でない役割を果たしている」（Butler, 1988, p. 51）とし、「1957年の定式化〔指導的説明〕の下でさえも、〔最高〕裁判所は、法を解釈し適用するよりも『立法していた』という不満があった」（Butler, 1988, p. 52）と指摘していた。これに対して、帝政ロシアの民事法研究者であるワグナーは、セナート破棄部は「自律的な裁判機関として行動したが、1938年以後のソ連最高裁判所の『指導的説明』は、国家と党の官僚によって、常に審査され、起草されていた」（Wagner, p. 42）ことを理由に、指導的説明の法規範創設性を否定した。

ソ連最高裁判所の指導的説明の法規範創設性について、否定説は、ソヴィエト制の原理や党の指導性の原理から演繹的に推論されているのに対して、肯定説は、裁判の現実的な機能から帰納的に導出されているというところに特徴がある。実態を重視する視点からは、肯定説が妥当であろう。

## 2 裁判所の判決

ソ連では、裁判所の判決の先例性は一般に否定されてきた。例えば、ソ連司法省が、ソ連全土の裁判官に配布するために、刑事裁判実務の完全な目録を作成して出版した際、編集者は、「初版への序言」で、読者に次のような警告を与えていた。「しかし、上級裁判所の判決と決定が、他の類似の事件の解決のための規準または見本であると見なすことは、正しくないであろう。これは、犯罪との闘争における立法の役割を低下させ、恣意のための余地を広げる、『判例（судебный прецедент）』の実務を承認することになるであろう……。……裁判所は、具体的な事件の解決に際して、上級裁判所の判決と決定を引用することはできない」（Вопросы, с. 5-6）。ロシア共和国最高裁判所の資料集でも、同様であった。「この資料集で公表された裁判実務は、他の類似の事件を判断する際に拘束力はない……。裁判所は、具体的な裁判事例の判断に際して、公表された裁判実務を引用してはならない」（Сборник, с. 3）。

ソヴィエト時代の裁判例を先例として肯定する者が現れたのは、ソ連崩壊後のことであった（Butler, pp. 585-586<sup>3</sup>）。

## II ロシア連邦の最上級裁判所の総会決定と裁判所の判決

### 1 予備的考察

#### (1) 裁判制度

体制転換により、権力集中から権力分立へと転換し、憲法上は司法権の独立が確立した。この下で、収縮した司法から以前に比較すれば膨張した司法へと転換し、裁判制度は、通常裁判所、仲裁裁判所、憲法裁判所の3系列となった。通常裁判所は、基層から治安判事－地区裁判所－州級最高裁判所－連邦最高裁判所の4層2審を基本とし、必要があればこれに監督審が加わる構造

になった。仲裁裁判所は、基層から連邦構成主体仲裁裁判所－仲裁控訴裁判所－管区連邦仲裁裁判所－連邦最高仲裁裁判所の4層3審となった。憲法裁判所は、連邦憲法裁判所とは別に州級憲法（憲章）裁判所があるが、両者は審級関係にないので、いずれも終審となる。

## (2)最上級裁判所の解釈的性格の文書

連邦最高裁判所と連邦最高仲裁裁判所(以下、最上級裁判所と略記)が発する解釈的文書として、次のものがある。i) 最上級裁判所の総会決定：各最高裁判所の裁判官全員の出席の下で、法令の解釈の指針を示すもので、定期刊行物に全文掲載される。ii) 最上級裁判所幹部会の裁判実務概観：各最高裁判所幹部会が、通常裁判所は四半期ごとに、仲裁裁判所は不定期にテーマ別に全文公表する。仲裁裁判所では、インフォメーション・レター(Информационные письма)と呼び、拘束的ではなく説得的なものと位置づけられている。iii) 最上級裁判所幹部会の具体的な事件の判決：最高仲裁裁判所の判決は全文公表されるが、最高裁判所の判決は選択的に、しかも時々要約の形で雑誌に掲載される(インターネットでは全文公表される)。iv) 最上級裁判所に支持された下級裁判所の判決：各最高裁判所に選ばれた下級裁判所の判決が具体的な解釈の実例として、常に抜粋の形で、雑誌に掲載される(Vereshchagin, pp. 151-153)。

最高仲裁裁判所幹部会は、最高裁判所幹部会よりもより多くの権限を持ち、中央集権的な構造になっている。すなわち、下級の仲裁裁判所によるいかなる裁判実務概観も、最高仲裁裁判所に提出され、出版が予定される場合、幹部会による事前承認を受けることが必要となる。法令違反に関する判決は、『最高仲裁裁判所通報』での出版のため、最高仲裁裁判所に提出される。このような手続は、通常裁判所のシステムには、欠けている(Vereshchagin, p. 167)。

## 2 最上級裁判所の総会決定

### (1)憲法制定過程における指導的説明をめぐる論争

1993年憲法の制定過程において、憲法協議会では、最上級裁判所の総会決定に下級裁判所に対する法的拘束力を持たせると、裁判官の独立原則に抵触するのではないかという議論が生じた。最上級裁判所の総会決定の拘束力を肯定する説を唱えたのは、B. ヤーコヴレフ最高仲裁裁判所長官、レーベデフ最高裁判所長官、トポールニン国家と法研究所所長であり、拘束力否定説を唱えたのは、バグライー憲法裁判所長官、モルシャコーヴァ憲法裁判所裁判官、A. ヤーコヴレフ刑事法学者、フィラートフ大統領府長官、コテンコフ大統領全権代表、サブチャーク・ペテルブルグ市長であった(Конституционное, с. 109-116)。ロシアの法律家や政治家のトップたちの間で、意見が二つに分かれたのである。

結局、憲法の文言上では、120条で裁判官の独立を規定しつつ、126条で「ロシア連邦最高裁判所は、……裁判所の活動に対する裁判監督を行ない、裁判実務の問題について説明(разъяснение)を与える」と規定した。仲裁裁判所についても、同様の条項が127条に定められた。

ソヴィエト時代と比べると、「指導的」という形容詞は削除されたが、「説明」という語は残った。裁判実務の「説明」に関する最上級裁判所の総会決定が、下級裁判所に対して法的拘束力を持つかどうかは、この時点でも明確ではなかった。

## (2)総会決定の法的拘束力

総会決定の法的拘束力をめぐっては、憲法のコメンタールにおいても、統一した解釈が見られていない。法情報サービス会社「ガーラント」のウェブ・サイトには、憲法の条文ごとについていくつかのコメンタールが紹介されている。最高裁判所に関する憲法126条には、3つの解説があるが、三者三様になっている。オクニコフ編集のものは、そもそもこの問題について触れていない(Комментарий, 1994)。カルポーヴィッチ編集のものは、「[最高裁判所総会決定の]説明(それが法源であるのかどうか、法源の場合どのようなものかという、その法的性格をめぐり、激しく衰えない論争にも関わらず)は、法規範の適用の問題において裁判官に補足的な方向付けに役立つ、補助的解釈の役割を果たしている」として、拘束力がないとまでは明言しないが、あくまでも補助的なものにすぎないことを指摘する(Комментарий, 2002)。これに対しては、クターフィン編集のものは、「ロシア連邦最高裁判所総会の指導的説明は、裁判所に対しても、……その他の機関および役職者に対しても、拘束力がある」と、指導的説明という語を用いてまで拘束力を肯定している(Конституция, 2003)。これに対して、総会決定の法的拘束力を明確に否定するコメンタールもある。「このような決定は、説明的で勧告的な性格を有しているが、……類似の事件の審理に際して裁判所を厳格に拘束するものではない」(Комментарий, 1996, c. 511)。「指導的説明の拘束力が、裁判官独立の原則および裁判官が法律のみに従うという原則を掘り崩しているという事実が……無視されてきた。……最高裁判所の説明は、もはや指導的な性格を有しておらず、それは、裁判官にとって拘束力のある指令ではない」(Комментарий, 1996, c. 513)。

こうした状況は、法律制定にも混乱をもたらしている。まず、ロシアの裁判制度全体を規制する法律では、この問題について言及がない。1996年に制定された裁判システム法では、「説明」の語は欠如しており、1996年に下院第一読会で採択された規範的アクト法案でも、最上級裁判所の総会決定には言及がない(後者の法案は未採択)。次に、通常裁判所については、一貫していない。連邦最高裁判所法案17条2項では、総会決定に拘束力を持たせるとしているのに対して、最高裁判所ではなく大統領によって提案された一般管轄裁判所法案では、同様の条項が欠如している(両法案とも未採択)。これに対して、仲裁裁判所については、明確である。1995年に制定された仲裁裁判所法13条では、最高仲裁裁判所総会決定が下級裁判所に拘束力を有すると規定し、2002年に制定された仲裁手続法典170条4項では、判決の理由部分で総会決定を引用できると明記している。ただし、2002年に制定された民事訴訟法典には、同様の規定はない(Vereshchagin, p. 100)。

総会決定の法的拘束力について、仲裁裁判所では制度上は結着がついているが、通常裁判所では未解決である。このことが、通常裁判所関連の法律がいまだに採択されていない理由の一つであろう。この点について、バーンハムたちは、次のように指摘している。「形式問題として、説明がどの程度下級裁判所を拘束するののかは完全には明らかではない。……それがどうであろうと、説明は拘束の効果を持つものとして扱われ、関連する説明を無視する下級裁判所は遠慮なく破棄される恐れがある」(Burnham, p. 21)。さらに、ジュイコフ最高裁判所副長官は、総会決定の説明を法源と見なし、説明がルールを作る多くの例を引用しているという(Burnham, pp. 21-22<sup>4</sup>)。また、デミードフ最高裁判所裁判官も、説明が下級裁判所を拘束しており、一種の「判

例」であると指摘している（Демидов, с. 21）。杉浦も、「否定説であっても、事実上の拘束力は認め、それをとおして法令の解釈・適用の統一を図っているのが実情であろう」としている（杉浦、194頁）。

ヴェレシチャーギンは、総会決定を法源として承認するには次の3段階があると整理している。すなわち、①その拘束力を法的に確立すること、②その引用を個別紛争における判決の根拠として許可すること、③それへの不遵守を判決破棄の根拠として承認することである。その上で、ロシアでは、仲裁裁判所は第二段階で、通常裁判所は第一段階にも達していないが事実上そのように機能しているとしている<sup>5</sup>（Vereshchagin, p. 104）。

### 3 裁判所の判決

#### (1)判決の公開

##### ①通常裁判所

連邦最高裁判所のウェブ・サイトでは、判決原文を公開している。そこから州級最高裁判所のウェブ・サイトにリンクが張っており、ここでも判決原文を見ることができる。さらに、そこから地区裁判所のウェブ・サイトにリンクが張ってあるが、判決を公表しているものは少なく、多くは裁判実務概観などの情報しか見ることができない。最下級の治安判事については、おそらく公式のウェブ・サイトを持っていないためであろう、リンクすら張られていない（モスクワ市が例外的に連絡先を紹介している）。また、サイトの作り方も、大半は同一の様式を採用しているが、モスクワ市やサンクト・ペテルブルグ市では独自のデザインを採用しており、上からの統制が徹底しているわけではない。

##### ②仲裁裁判所

連邦最高仲裁裁判所のウェブ・サイトでは、自らの判決原文を公開しているだけではない。ここでは、すべての審級の裁判所別の検索機能を使い、すべての仲裁裁判所の判決原文を読むことができる。この点でも、仲裁裁判所は、通常裁判所よりも中央集権的である。

##### ③憲法裁判所

憲法裁判所のウェブ・サイトでも、判決原文を公開している。検索機能もあり、何より少数意見も公表しているのが特徴である。

#### (2)判決の先例性

判例に関する理論的立場の公式の再検討が始まったのは、1997年4月に科学アカデミー国家と法研究所で開かれた、ロシア全体の法律家の代表者たちが参加した会議であった（Butler, 2002, p. 588）。

その後、裁判所の判決を判例と見なすのかどうかをめぐって、意見の対立が起きた。判例肯定論として、リフシツは、特定の規範的アクトを無効にする司法判断は、規範創設的であり、法源であることを証明していると指摘している（Livshits, p.629）。また、バトラーによると、ナウー

モフは、裁判官が解釈のために判例として連邦最高裁判所の判決を公式に引用すべきだと主張しているという (Butler, 2002, p. 588<sup>6</sup>)。

これに対して、判例否定論として、バトラーによると、トカチューフスキイは、ナウーモフの見解が憲法120条（裁判官の独立）に反しているので「誤り」だと主張し、ドーリンスカヤは、判決も総会決定も法源ではなく、司法機関は規範創設的機能を持たないと主張しているという (Butler, 2002, pp. 588-589<sup>7</sup>)。

この対立は、三系列の裁判所でも見られる。

### ①最高裁判所の判決

近年、最高裁判所は、自らの過去の判決を引用するようになった。例えば、2001年3月6日の最高裁判所判決では、交通警察が交通違反の運転手から運転免許証を取り上げ、臨時運転許可書を発行する規則、特に30日を超えて臨時許可書を更新するには運転免許試験に合格しなければならないという規則を無効とする判決を下したが、その際に、1998年3月13日判決を引用して適用した (Burnham, pp. 18-19)。また、ジュイコーフ最高裁判所副長官は、憲法46条（権利の裁判的保護）が自然人だけでなく法人にも適用されると判断した、1994年11月9日の最高裁判所判決が、その後の裁判で引用されていることをあげ、最高裁判所判決は事件解決の際に裁判官によって考慮に入れられ、事実上の法源になっていると主張している (Burnham, p. 19)。

しかし、これに対して、保守的な法学者は、判決に「法源」のラベルを張るのを拒否しているという (Burnham, p. 19)。

### ②最高仲裁裁判所の判決

最高仲裁裁判所は、判例に対してより警戒的な態度をとってきた。バーンハムたちによると、最高仲裁裁判所のヤーコヴレフ元長官は、最高仲裁裁判所の判決が下級仲裁裁判所に対して拘束力を持たないと主張している。しかし、他方で、ヤーコヴレフは、最高仲裁裁判所の判決が仲裁裁判実務の一貫性を確保するのに重要な役割を果たしていることも認めているという (Burnham, p. 20<sup>8</sup>)。

### ③憲法裁判所の判決

憲法裁判所のトゥマーノフ元長官は、憲法裁判所が公式的には立法機関ではないが、その判決が法律を変え、判例の性格を帯びると考えている (Конституционный, с. 5)。しかし、モルシャコーヴァ元憲法裁判所副長官は、憲法裁判所の判決がすべての事例において裁判所だけでなくすべての国家機関や役職者（公務員）に拘束力があるため、判例と呼ぶのは不適切だと信じている (Научно-практическая, с. 8)。

バーンハムたちによると、憲法裁判所は、一方で、自らの過去の判決を引用することもあるが、他方で、自らが以前の事件で行なったことを無視することもあるという (Burnham, p. 18<sup>9</sup>)。

## (2)裁判の少数意見

ロシアの裁判で文書による少数意見の提出が確立されたのは、エカテリーナ2世による「州政府のための法令」(1775年)においてであった。その際、不同意は特別な覚え書きに記載されねばならなかったが、それは、事件が控訴院で控訴請求を受ける場合以外は、公開してはならないとされた(Vereshchagin, p. 158)。これ以降、ソヴィエト時代を経てロシアで確立された裁判の少数意見に対する態度を、ヴェレシチャーギンは、次の3つの基本原則にまとめている。i) 少数意見は望ましくなく異常ではあるが、不可避でそれゆえ寛容でなければならない、ii) 原則として、少数意見は、当事者および一般大衆から秘密にされなければならない、iii) 書かれた少数意見の唯一の有用な機能は、不同意を引き起こした判決を修正する際に上級裁判所を手助けすることである(補助機能)(Vereshchagin, pp. 158-159)。こうして、少数意見は秘密にされてきた。しかし、ヴェレシチャーギンは、少数意見を公開すべきであると主張する。公開する利点として、多数派の裁判官に、意見が匿名の場合よりも、判決に対する責任をより重く感じさせること、少数意見が立法者に法の欠陥を気づかせる契機になることを、あげている(Vereshchagin, p. 166)。

以下、三系列の裁判所の少数意見の取扱を見ておこう。

### ①憲法裁判所

憲法裁判所は、少数意見に関しても最も充実した制度を備えていた。制定当時の憲法裁判所法76条1項では、裁判官は、裁判に同意できない場合、個別意見(особое мнение)を書面で述べる権利を有し、個別意見は、裁判とともに公表しなければならないと定めていた。また、2項では、判決に賛成するが、理由など裁判の一部に同意できない裁判官は、裁判官の多数に不同意という意見(мнение о несогласии с большинством судей)を書面で述べる権利を有し、この意見は、裁判所の公報誌である『憲法裁判所通報』に公表されなければならないと定めている。1項は日本の最高裁判所判決の反対意見に相当し、2項は意見に相当すると理解してよいであろう。この規定に基づき、憲法裁判所の判決と少数意見(反対意見と意見)は、『憲法裁判所通報』だけでなく、法令の掲載を義務づけられている政府公報紙の『ロシア新聞』にも必ず掲載されてきたし、他の新聞や雑誌にも掲載されてきた。

ところが、2001年12月15日に、76条1項が改正され、反対意見も『憲法裁判所通報』に公表を義務づけることになった。この改正点は、当初の法案にはなく、下院の三読会の途中で追加されたようだが、議事録にこの点についての言及がないという。この改正は、反対意見の公表を拡大するのではなく、反対意見の過度の多発を抑制することが目的であったと理解されている(Vereshchagin, p. 161)。ガジーエフ憲法裁判所裁判官は、ある議員が反対意見を悪であると見なし、「異端の」裁判官を非難していると指摘している(Гаджиев)。『憲法裁判所通報』に反対意見の公表を義務づけたのだから、他のマスメディアは掲載する必要はない、いや掲載してはならないという趣旨だというのであろうか。事実、改正後、反対意見は、数十万部発行されている『ロシア新聞』をはじめとする印刷メディアには掲載されなくなり、わずか2300部しか発行されない『憲法裁判所通報』でしか、しかも判決と同時にではなく、遅れた号でしか見られなくなった。

憲法裁判所は、通常裁判所や仲裁裁判所に比べれば、反対意見の公表に積極的であるが、1999



年頃から、反対意見は減少傾向にある。まず、1998年までは、反対意見が出された判決は、全体の半分くらいあったが、1999年以降は、3分の1から5分の1程度に減っている。反対意見が出される頻度も、1999年以降は落ちている（表）。次に、反対意見を出す裁判官についても、1998年までは定員19人中9人から10人と半分前後だったが、1999年以降は3人から多くても6人と減少した（Верещагин, 2008a, c. 20）。さらに、反対意見を書く裁判官が、実は一定の者に限定されていた。旧憲法裁判所も含めた1992年以降のデータによると、ヴィトルーク34件、コノノフ33件、ガジーエフ15件、モルシャコーヴァ13件で、歴代の憲法裁判所裁判官28人のうち、たったこの4人で153件中の95件（62%）にもなる。このような「偉大な反対者」がいる一方で、反対意見の提出が0件の者9人、1件の者5人、2件の者4人と、この18人でわずか13件（8.5%）にしかない（Верещагин, 2008a, c. 21）。4人の「偉大な反対者」のうち、モルシャコーヴァとヴィトルークは2002年に退官し、コノノフは2010年に退官している。

ロシア憲法裁判所の反対意見 1995年－2005年

年	判決数	反対意見判決数	反対意見判決率	判決参加裁判官数	反対意見数	反対意見率
1995	17	9	52.9	185	22	11.9
1996	21	10	47.6	197	15	7.6
1997	21	11	52.4	215	19	8.8
1998	28	11	39.3	270	15	5.6
1999	19	4	21.1	193	6	3.1
2000	15	5	33.3	166	8	4.8
2001	17	6	35.3	165	7	4.2
2002	17	5	29.4	173	8	4.6
2003	20	4	20.0	223	8	3.6
2004	19	7	36.8	199	9	4.5
2005	14	7	50.0	144	11	7.6
合計	208	79	—	2130	128	—
平均	18.9	7.2	38.0	193.6	11.6	6.0

出典：Верещагин, 2008a, c. 19. 現行制度創設後の1995年に限定した。比率は%である。

## ②通常裁判所

### 〈民事訴訟〉

1983年12月1日のソ連最高裁判所総会決定を一部修正した、1987年4月3日の総会決定で、民事訴訟で少数意見がある場合、当事者は少数意見にもアクセスできるようになった。これは、通常裁判所において、訴訟当事者が少数意見にアクセスすることを初めて許可したものである。しかし、当事者以外が少数意見の内容を知ることが、許していなかった（Vereshchagin, p. 159）。

この規定はソ連崩壊で効力を喪失し、2001年10月10日のロシア連邦最高裁判所総会決定で、さきの1983年総会決定を公式に破棄した。2002年民事訴訟法典では、判決言渡しの際に少数意見は

公表されない（15条2項）が、当事者が訴訟資料を閲覧・複写することはできる（35条）ので、この際に知ることができる。民事訴訟法典へのコメントールで、訴訟法学者のルイジャコフは、訴訟当事者が控訴前に訴訟資料を知りたい場合、少数意見も含めて、知ることができるとしている（Рыжаков, с. 41）。また、ジーリン憲法裁判所裁判官は、当事者には少数意見を読む権利があると主張しているという（Vereshchagin, p. 159<sup>10</sup>）。

#### 〈刑事訴訟〉

刑事事件では、少数意見は、当事者にも公表されず、アクセスできるのは上級審の裁判官だけである。しかも、この禁止は法律ではなく、実務に基づいているという（Vereshchagin, pp. 159-160）。刑事訴訟実務によると、反対意見は封印された封筒で訴訟資料に添付されるが、これにも法の根拠はないという（Гаджиев）。

#### ③仲裁裁判所

仲裁訴訟は、通常裁判所の民事訴訟と類似すると思われがちであるが、少数意見に関しては、当初は刑事訴訟と同様であった。1995年の旧仲裁訴訟法典では、少数意見は公表されず、当事者もそれを知る権利がなかった（15条1項）。しかし、2002年の新仲裁訴訟法典で、公表禁止規定（20条2項）は残ったが、当事者は訴訟資料を閲覧・複写できるようになり（41条）、ようやく通常裁判所の民事訴訟並みになった。

ところが、仲裁裁判所規則44項では、「すべての審級の裁判所で事件の審理に参加する裁判官は、個別意見（особое мнение）に精通していなければならない。他の者は、裁判官の個別意見とその内容について知らされてはならない」と規定し、少数意見を上級審の裁判官にしか知らせないとしていた。このような制度の下では、少数意見がどれほど出されていたか疑問である。最高仲裁裁判所のヤーコヴレフ元長官は、2006年7月25日のヴェレシシャーギンのインタビューに対して、自分は反対意見を書かなかったし、自分の任期中に幹部会〔判決〕では稀だったと答えている（Vereshchagin, p. 160）。

その後、この規則44項を改正する動きが出てきた。まず、少数意見の公表に関して、実務家や法学者など14人の意見が雑誌で紹介された（Закон, 2008, No. 5, с. 17-23）。そして、2008年7月10日の幹部会で、次の案が審議された。「多数の意見に同意しない裁判官は、裁判文書に署名しなければならず、個別意見（особое мнение）を書面で提出することができ、これは、事件の資料に添付されるが、宣告されない」。これは、意見に関する規定であり、反対意見の規定はなかった。この案に対して、ヴェレシシャーギンは、反対意見と意見の区別も、非公開の評議と評議の秘密の区別もついていないと批判した（Верещагин, 2008b, с. 100-102）。この批判を受けたためであろうか、2008年11月20日の幹部会で採択された規則は、反対意見と意見の規定をそれぞれ設け、しかも「宣告されない」という文言は削除されていた。

#### 4 欧州人権裁判所とロシアの裁判所

ロシアは、1996年2月に欧州評議会への加盟が認められ、欧州人権裁判所の判例法に拘束され

ることになった。2001年に制定された刑事訴訟法典413条4項では、欧州人権裁判所の判決が刑事事件の再審の基礎であるとして、国内の制度的対応も行なわれている。

ロシアの司法当局は、欧州人権裁判所の判決の普及にある程度積極的で、判決のロシア語訳を新聞や雑誌に掲載している。法令や裁判例を掲載する『ロシア新聞』のほか、2002年以降は『最高裁判所公報』と『最高仲裁裁判所通報』で、2006年以降は『ロシア司法』でも掲載されている。また、2002年以降は『欧州人権裁判所公報』のロシア語版が編集されている。ただし、掲載されている判例が選別的であるとの指摘がある。例えば、『ロシア司法』誌には2007年2月までに29件の判決が掲載されたが、大部分は人権条約6条か第1議定書1条に関するもので、実際に議論を呼びそうな判決は除外されているという (Nussberger, pp.663-664)。

また、ロシアの裁判所の判決では、欧州人権裁判所の判例が引用されたり、言及されるようになった。これに最も積極的なのは、憲法裁判所であり、欧州人権裁判所の判例法がごく普通に引用され、判断の根拠として示されている。これに対して、通常裁判所は、まだ消極的である。最高裁判所は、2003年10月10日の総会決定で、下級裁判所に欧州の条約と判決を適用することを勧告した。しかし、バーンハムたちの2004年の著書によると、欧州人権条約を十数回引用しているものはあるが、判例はまだ引用されることがないという (Burnham, p. 17)。ブルコフによると、2006年8月26日当時の最高裁判所のウェブ・サイトに掲載されていた最高裁判所の判決3911件のうち、12件だけが欧州人権条約に言及しており、このうち、8件は条約遵守を評価し、4件は条約に基づいた申請人の議論を引用しているだけで評価の言及はないという。その上で、最高裁判所の一連の判決は、条約のいかなる実質的な分析にも欠けているとして、その評価は低い (Burkov, p. 47)。「欧州人権条約を引用しなくても判決が破棄されない限り、欧州人権条約を国内の司法権に統合する現実的な動機は存在しない」(Burkov, p. 78)と、制度改革の必要性を指摘する。

一方、司法当局以外は、欧州人権裁判所に対して、誤解や無関心が見られる。まず、マスメディアの報道では、欧州人権裁判所のロシアに関する判決に対して、中立的でない、ロシアを非難しようとしている、主権侵害だ、民事は金目当てだといった非難の論調が多いという。また、大学での法学教育では、欧州人権裁判所はほとんど無視されているという。言及されるとしても、人権の講義の一部で、法学部では特別セミナーもなく、国際関係で触れられるにすぎない。例外はペテルブルグ大学で、法学部の入試や憲法の試験に欧州人権裁判所が扱われるという (Nussberger, p.664)。

## おわりに

ソ連の裁判所制度では、一方で、最高裁判所の総会決定が法的拘束力を持ち、他方で、裁判所の判決が先例と認められていなかった。法の解釈は最高裁判所総会に独占されていたのである。体制転換により、この構造がまだ色濃く残っているのは、仲裁裁判所である。最高仲裁裁判所の総会決定は、法的拘束力を持ち、判決の根拠ともなるのに対して、裁判の判決に先例性を認めようとはしていない。反対意見の公表についても、当初は当事者に対してさえ認めていなかった。通常裁判所も、これに似た状況にはあるが、内部で意見の対立があるところが、仲裁裁判所と異

なる点である。最高裁判所の総会決定の法的拘束力は、事実上あるような実務が行なわれているとはいえ、立法上明確に結着をつけたわけではない。裁判の判決の先例性についても、両論の対立が見られる。反対意見の公表については、刑事事件は相変わらずではあるが、民事事件では当初から当事者には公開していた。これらに対して、ソ連の裁判所と最も遠い位置にあるのが、憲法裁判所である。終審制のため上からの統制がないこともあり、自らの判決も欧州人権裁判所の判決も先例として引用し、反対意見も公表してきた。しかし、憲法裁判所は、ロシアの裁判所制度の中では、例外的な存在であると言わざるをえない。通常裁判所と仲裁裁判所の改革が進んでこそ、ロシアの裁判所制度が変わったと評価できるのである。

### 【参考文献】

- Верещагин А. Н., Судебное правотворчество в России. Сравнительно-правовые аспекты, М., 2004.
- Верещагин, А. Н., Особые мнения в российских судах, 《Государство и право》, 2008, No. 2. (a)
- Верещагин, А. Н., Комментарий к законопроекту ВАС РФ об особых мнениях судей, 《Закон》, 2008, No. 9. (b)
- Вопросы уголовного права и процесса в практике Верховных Судов СССР и РСФСР (1938-1969), 2-е., М., 1971.
- Гаджиев, Гадис, Публикация особого мнения судьи, или История нормы, которая является камертоном судебной реформы в России. 《Законодательство и практика масс-медиа》, 2005, No.12. <http://www.medialaw.ru/publications/zip/136/5.htm>
- Демидов, В. В., О роли и значении постановлении Пленума Верховного Суда Российской Федерации, 《Бюллетень Верховного суда Российской Федерации》, 1998, No. 3.
- Комментарий к Конституции Российской Федерации, Под ред. Л.А.Окунькова, М., 1994. [http://www.constitution.garant.ru/DOC\\_3301000.htm#sub\\_para\\_N\\_10126](http://www.constitution.garant.ru/DOC_3301000.htm#sub_para_N_10126)
- Комментарий к Конституции Российской Федерации, Под ред. Ю. В. Кудрявцева, М., 1996.
- Комментарий к Конституции Российской Федерации, Под общ. ред. В.Д. Карповича, М., 2002. [http://www.constitution.garant.ru/DOC\\_3300115.htm#sub\\_para\\_N\\_1126](http://www.constitution.garant.ru/DOC_3300115.htm#sub_para_N_1126)
- Конституционное совещание : стенограммы, материалы, документы : 29 апреля-10 ноября 1993 г., т.13, М., 1995.
- Конституционный Суд Российской Федерации. Постановления, определения 1992-1996, М., 1997.
- Конституция Российской Федерации. Постатейный научно-практический комментарий, Под ред. О.Е. Кутафина, М., 2003. [http://www.constitution.garant.ru/DOC\\_3866952.htm#sub\\_para\\_N\\_126](http://www.constitution.garant.ru/DOC_3866952.htm#sub_para_N_126)
- Научно-практическая конференция “Судебный конституционный контроль в России: уроки, проблемы и перспективы”, 《Государство и право》, 1997, No.5.
- Новицкий, И.Б., Источники советского гражданского права, М., 1959.
- Рыжаков, А. П., Комментарий к Гражданскому процессуальному кодексу Российской Федерации, 2-е., М., 2004.

- Сборник постановлений президиума и определений Судебной Коллегии по Уголовным Дела  
Верховного Суда РСФСР, М., 1981.
- Burkov, Anton, *The Impact of European Convention on Human Rights on Russian Law*, Ibidem-  
Verlag, 2007.
- Burnham, William, P. B. Maggs, G. M. Danilenko, *Law and Legal System of the Russian  
Federation (Third Edition)*, New York, 2004.
- Butler, William E., *Soviet Law*, 2-e., Butterworth, 1988.
- Butler, William E., *Judicial Precedent as a Source of Russian Law*, in James A. R. Nafziger  
and Symeon C. Symeondies (eds.), *Law and Justice in a Multistate World*, Transnational  
Publishers, 2002.
- Ioffe, Olympiad S. and P. B. Maggs, *Soviet law in theory and practice*, Oceana Publications,  
1983.
- Livshits, R. Z., *Judicial Practice as a Source of Law in Russia*. Sudebnik, Vol. 2, No. 3, 1997.
- Nussberger, Angelika, *The Reception Process in Russia and Ukraine*, in : Helen Keller & Alec  
Stone Sweet (eds.), *A Europe of Rights: The Impact of the ECHR on National Legal Systems*,  
Oxford Univ Pr, 2008.
- Vereshchagin, Alexander, *Judicial law-making in post-Soviet Russia*, Routledge – Cavendish,  
N.Y., 2007.
- Wagner, W. G., *Civil Law, Individual Rights, and Judicial Activism in Late Imperial Russia*, in P.  
H. Solomon, (ed.), *Reforming Justice in Russia, 1864-1996*, N.Y., M. E. Shape, 1997.
- 小森田秋夫編『現代ロシア法』東京大学出版会、2003年。
- 杉浦一孝「ロシア連邦」(ミニ・シンポジウム「現存(旧)社会主義国における『裁判統制制度』  
の改革についての比較検討」)『比較法研究』69号、2007年。
- 高橋一彦『帝政ロシア司法制度史研究』名古屋大学出版会、2001年。

## 注

- (1) 参考文献にあるように、ヴェレシヤーギンは、2004年にロシア語の著書を出版し、2007年にこれに  
加筆修正した英語の著書を出版した。本稿では、英語版を引用する。
- (2) ヴェレシヤーギンは、ここで次の文献をあげているが、筆者は未見である。С.И.Вильнянский, *Значение  
судебной практики в гражданском праве*, Ученые труды Всесоюзного института юридических наук, Vol. IX,  
1947.
- (3) バトラーは、ナウーモフの著書から次の引用をしているが、筆者は未見である。「ソヴィエト裁判実  
務においてさえも、判例の事実上の存在は、否定されえない。なぜなら、ただそのものに基づいてのみ  
(すなわち個々の判決を下す法廷のイニシヤチヴで)、そして刑法の『文言』を変えずに、裁判実務が本  
格的に改められたからである」。А. В. Наумов, *Уголовное право. Общая часть*, 2-e., М., 1999, с. 116.

- (4) バーンハムたちは、次の文献を引用しているが、筆者は未見である。В.М. Жуиков, Судебная защита прав граждан и юридических лиц, 1997, с.145.
- (5) ヴェレシチャーギンは、第三段階に達している例として、1962年から1989年の社会主義ポーランドをあげている。
- (6) 注3参照。
- (7) バトラーは、次の文献をあげているが、筆者は未見である。Курс уголовного права. Общая часть, I, Под ред. Н. Ф. Кузнецова, И. М. Тяжкова, 1999, с.115 (Ю.М.Ткачевский); Гражданское право, I, Под ред. А. Г. Калпина, А. И. Масляева, 1997, с.38 (В.В.Долинская).
- (8) バーンハムたちは、続けて次の引用をしているが、筆者は未見である。「個々の事例における幹部会の意見が、法規範の解釈と適用の実務を定式化し、その実務が、ロシアのすべての仲裁裁判所の一般的な実務に実際になっていく」(Сборник постановлений Президиума Высшего Арбитражного Суда, 1996, с. 1)。
- (9) 引用される例として、陪審制の未整備を理由に死刑判決の言渡しを禁じる、1999年2月2日判決があげられている (Постановление Конституционного Суда РФ от 2 февраля 1999 г. N 3-П)。また、憲法裁判所の「規範的アクト」の定義が、事件によって多様であるとしている (Burnham, pp. 91-96)。
- (10) ヴェレシチャーギンは、ここで次の文献をあげているが、筆者は未見である。Комментарий к Гражданскому процессуальному кодексу Российской Федерации, Под ред. Г. А. Жилин, М., 2004, с.46.